

長野県多文化共生推進指針の改定について

令和元年6月
長野県国際課

長野県多文化共生推進指針の概要

1 「長野県多文化共生推進指針」策定時の状況（平成26年度）

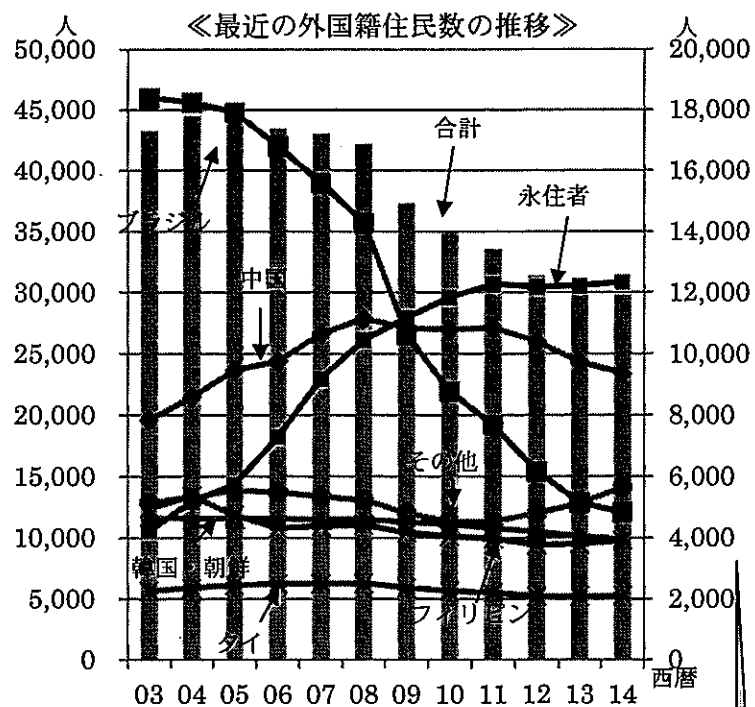
【基本的事項】

《策定の背景》

- 国は外国人受け入れについて総合的な方針を出していない
- 20年後の長野県の姿「未来の信州」の実現を目指し、しあわせ信州創造プランを推進
- 県として多文化共生推進指針は未整備
- 多文化共生研究会報告書から7年が経過
- NPO等の多文化共生推進の取組に支援が必要

《趣旨》

これからの長野県が多文化共生推進の道標を示し、市町村、NPO等による多文化共生推進の取組を推進する。
2019年度をめぐりに見直しを行う。



【現状と課題】

《現状》

- 外国籍県民は29,789人（H26（2014）.12末）。国籍別では、中国、ブラジル、韓国・朝鮮、フィリピン、タイの順
- ブラジル国籍者（出稼ぎ目的）は大幅に減少する一方、定住化が進行している。

《日本語》

- 学習言語能力不足のため、外国籍児童生徒の進学が困難
- 外国籍県民のうち日本語の読み書きができる者は約30%

《労働》

- 雇用形態は、正規が約17%で、派遣、パート・アルバイトが約40%である。

《地域》

- 地域社会との交流が不十分で、同国出身者だけで生活している地域がある。
- 外国籍県民の互助・交流等の活動の拠点づくりが求められている。

《災害》

- 災害について認識がない者や被災時の情報提供に不安を感じている者が多くいる。

《医療》

- 県内各地から医療通訳体制の確立を望む声がある。

《意識》

- 県政モニターアンケートによると、県民の約70%が外国人と暮らす社会を望ましいと回答している一方、中国や東南アジア出身者は、日本人からの偏見を感じている。

《行政》

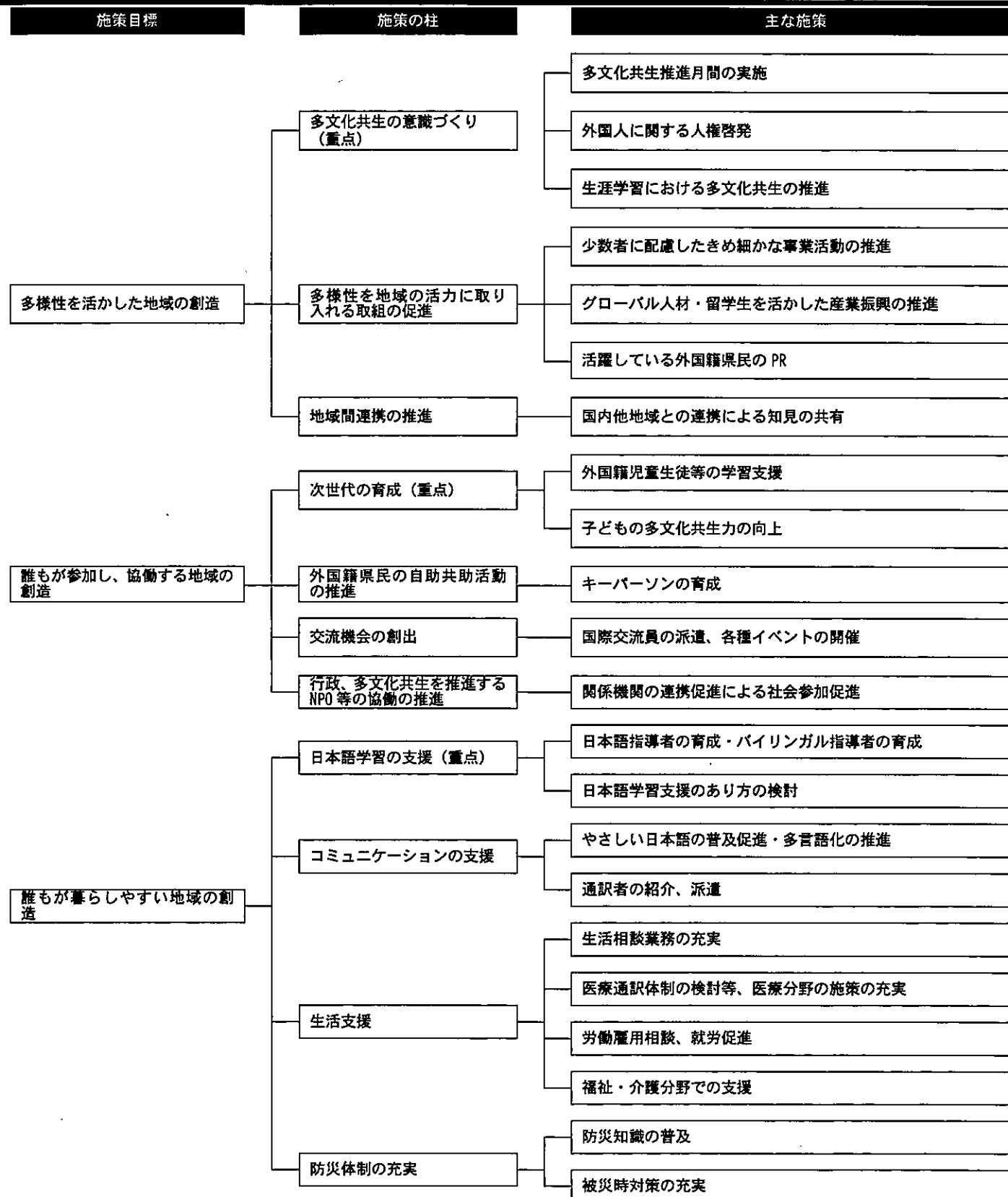
- 地域によって生活支援等の取組に違いがある。
- 行政に最も望む施策としては、日本人も外国籍県民も日本で生活していく上で必要なルールや習慣の習得支援が最も多い。

【取り組むべき課題】

- 外国籍県民の人権を守るとともに、外国人の存在がもたらす多様性を活用することにより、新たな地域の創造を推進していく必要があります。
- 次世代を担う子どもたちが、文化や価値観の違いを理解し、多面的な物の見方や考え方ができる素地を育む必要があります。
- 外国籍県民が自らの活動を通じて、地域社会へ積極的に参加できるような環境づくりに取り組む必要があります。
- 外国籍県民が、日本で生活していくために必要なコミュニケーションや生活支援を継続して行う必要があります。

【基本目標】

国籍や文化の違いを尊重し合い、誰もが参加し、協働して、多様性を活かした豊かな地域を創造します。



《重点事業》

- 多文化共生の意識づくり（多文化共生推進月間、人権啓発等）
- 次世代の育成（外国籍児童生徒等の学習支援、子どもの多文化共生力の向上）
- 日本語学習の支援（バイリンガル日本語指導者等の育成、日本語学習支援のあり方の検討）

2 「長野県多文化共生推進指針」推進の状況

(1) 令和元年度県の施策

施策目標				
施策の柱				
主な施策				
【通し番号】事業名	事業内容	令和元年度予算(万円)	担当課(室)	備考
多文化共生推進指針改定				
[1] 多文化共生推進指針改定事業	・平成27年3月に策定した「長野県多文化共生推進指針」を改定	799	国際課	
多様性を活かした地域の創造				
多文化共生の意識づくり(重点)				
多文化共生推進月間の実施				
[2] 多文化共生推進月間の実施	・7月を多文化共生推進月間とし、専門学校と連携して作成したポスターによる周知等を通して多文化共生の意識作りを推進する。	0	国際課	
外国人に関する人権啓発				
[3] 人権啓発センター事業	・県民の人権尊重の意識を高めるため、学習会への講師派遣、啓発パネルの貸出し、巡回展など啓発活動の実施。 ・人権に関する総合相談窓口の設置。	14,249	人権・男女共同参画課	外国籍県民等に限定せず
[4] スポーツ組織と連携した人権啓発	・県内プロスポーツ4団体と連携し、スポーツを通じた人権啓発活動を行うことで、若年層を中心とした人権意識高揚を図る。	4,044	人権・男女共同参画課	外国籍県民等に限定せず
[5] 人権×長野美術専門学校ポスターデザインプロジェクト	・長野美術専門学校と連携し、人権啓発ポスターを作成するとともに、電車やショッピングモール等で掲示する。	752	人権・男女共同参画課	外国籍県民等に限定せず
[6] 企業人権セミナー	・年齢、性別、経歴、国籍の違いや障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、それぞれの個性や能力が十分に発揮できる社会の実現に向けて、企業における人権に配慮した取組の一層の推進を図る。	327	人権・男女共同参画課	例年演題は外国籍県民等に限定していないが、H31年度は外国人労働者の受け入れをテーマに設定予定
[7] 学校人権教育推進事業	・学校における人権教育推進のための研修会の実施、児童生徒への啓発等。 ・人権教育講師を学校へ派遣し、児童生徒・教職員・保護者の人権感覚と多文化共生の意識を高める。	3,459	心の支援課	
[8] 社会人権教育推進事業	・地域における人権教育を推進するための指導者養成研修会等の実施、地域の人権教育ネットワークの整備	1,372	心の支援課	
生涯学習における多文化共生の推進				
[9] 県立図書館の図書資料の充実	・外国雑誌4タイトル収集	249	文化財・生涯学習課	図書購入費の一部
多様性を地域の活力に取り入れる取組の促進				
少数者に配慮したきめ細かな事業活動の推進				
[10] 人権・共生まちづくり事業	・地域における人権課題に関連し、地域住民ニーズに対応した市町村の取組に対し補助する。	63,642	人権・男女共同参画課	
[11] 人権尊重社会づくり県民支援事業	・県民が実施する人権尊重の意識を広めるための研修会、学習会、フォーラム等について経費の一部を支援。	1,700	人権・男女共同参画課	
グローバル人材・留学生を活かした産業振興の推進				
[12] 外国人の就業促進事業	・多様な人材を確保する手段として外国人の就業促進を図る。	2,658	労働雇用課	グローバルキャリアフェアの開催、在留資格に関する事務指導の開催等
活躍している外国籍県民のPR				
地域間連携の推進				

施策目標				
施策の柱				
主な施策				
【通し番号】事業名	事業内容	2元年度予算(万円)	担当課(室)	備考
国内他地域との連携による知見の共有				
113 多文化共生推進協議会との連携	・長野県、愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、群馬県、滋賀県、名古屋市の7県1市で構成し、情報交換や国への提言活動などを行う。	0	国際課	
誰もが参加し、協働する地域の創造				
次世代の育成(重点)				
外国籍児童生徒等の学習支援				
114 外国籍児童就学支援プロジェクト推進事業	【事業説明資料①②】 ・県民、企業等からの寄付を財源に経済的に恵まれない外国籍児童生徒への就学援助等を行う「サンタ・プロジェクト」に負担金を交付し、その活動の継続的・安定的な実施を図る。	1,000	国際課	
115 帰国児童生徒等を受入れる私立高校への助成	・中国残留邦人の児童生徒・海外帰国児童生徒・留学生を受入れている私立高等学校等に対して児童・生徒1人あたり6万円を補助	0	私学振興課	私立学校教育振興費補助金のメニューの1つ
116 長野朝鮮初中級学校への助成	・長野朝鮮初中級学校に対して生徒1人あたり40,590円を補助	2,071	私学振興課	
117 私立各種学校認可	・私立各種学校の認可に際して、申請者への相談に応じる。	0	私学振興課	
118 外国人子女等日本語指導対応	・中国帰国児童生徒及び日本語指導が必要な外国籍児童生徒が多く在籍する場合に、設置された教室に教員を配置	194,760	義務教育課	教員定数対応
119 外国籍児童生徒のための支援	・日本語指導が必要な外国籍児童生徒が多く在籍する学校に教員を加配	70,906	義務教育課	教員定数対応
120 プレスグループへの対応	・上田東小にバイリンガル教員等を配置	6,446	義務教育課	教員定数対応
121 海外帰国生徒等教育対策	・海外帰国生徒等の教育のため、教員定数の加配	0	高校教育課	教員定数対応
122 日本語が不自由な生徒のための高校生活支援事業	・帰国生徒及び外国籍生徒の学校生活を支援するための相談員を配置し、学校生活への適応を促進する。	3,106	高校教育課	
123 外国籍等児童生徒指導研修事業	・教師対象に、指導方法等についての研修会を開催	144	学びの改革支援課	
子どもの多文化共生力の向上				
124 国際交流員設置事業費	・県民の自発的な国際交流活動を促進するため、国際交流員を設置し、小中学校等への訪問、国際理解講座等での講演、国際交流イベントへの参加や国際交流員自主企画イベントの開催などを行う。(英語1名、中国語1名、韓国語1名)	14,409	国際課	
外国籍県民の自助共助活動の推進				
キーパーソンの育成				
125 外国籍県民等活躍促進事業(旧 外国籍県民キーパーソン育成事業)	【事業説明資料③④】 ・外国籍県民の助け合い活動や文化交流活動等を担う人材を育成し、外国籍県民の活躍を促進する。 外国籍県民のための防災多文化共生推進員の設置・推進講座	1,902	国際課	
126 地域共生コミュニケーター活動支援事業	・外国籍県民と行政とのパイプ役となるボランティアを「地域共生コミュニケーター」として委嘱する。	0	国際課	
交流機会の創出				
国際交流員の派遣、各種イベントの開催				
124 【再掲】国際交流員設置事業費	・県民の自発的な国際交流活動を促進するため、国際交流員を設置し、小中学校等への訪問、国際理解講座等での講演、国際交流イベントへの参加や国際交流員自主企画イベントの開催などを行う。(英語1名、中国語1名、韓国語1名)	14,409	国際課	
127 研修員相互派遣事業費	・中国河北省、海外日系人社会(ブラジル、アメリカ、韓国)の県人会から研修員を受け入れ技術研修を実施	4,386	国際課	

施策目標					
施策の柱					
主な施策					
【通し番号】事業名	事業内容	元年度予算(千円)	担当課(室)	備考	
[28] 中国大学生インターンシップ活用事業	中国との青少年交流を推進するため、県庁において中国大学生インターンシップの受入れを行い、一般行政に関する実習とともに、国際交流事業などに活用する。	483	国際課		
行政、多文化共生を推進するNPO等の協働の推進					
関係機関の連携促進による社会参加促進					
[29] 外国籍県民施策に関する庁内調整会議開催事業	・庁内の関係各課による情報交換・意見交換等を行う。	0	国際課		
[30] 多文化共生推進連絡会議開催事業	・国・県・市町村や関係団体等が多文化共生の現状や課題の情報交換や意見交換等を行う。	0	国際課		
[31] 公益財団法人長野県国際化協会(アンビ)運営補助事業	・公益財団法人長野県国際化協会の組織体制の強化のため、同協会を支援する。	3,160	国際課		
[32] 長野県地域コンソーシアム	・関係者が、各々の知見、経験、各種資源を活用し、外国人材の受入及び長期定着に向けた課題の解決方法を検討するとともに、外国人材を受け入れる市町村に対し、地域コンソーシアムモデルを情報提供することにより、市町村版地域コンソーシアムの設立を支援する。	0	地域福祉課		
誰もが暮らしやすい地域の創造					
日本語学習の支援(重点)					
日本語指導者・バイリンガル指導者の育成					
[33] 日本語学習支援者養成・研修カリキュラム開発事業	【事業説明資料⑤⑥】 ・外国人の日本語学習を支援する「日本語学習支援者」を育成するため、前年度の評価等を踏まえ、初期研修のカリキュラム及び教材の修正を行うとともに、スキルアップ研修のカリキュラム検討及び教材の開発を行う。また、初期研修修了者対象のスキルアップ研修、新たな2地域での初期研修を実施する。		国際課		
[34] 日本語学習の総合的な支援体制づくり推進事業	・総括コーディネーターと地域日本語教育コーディネーターの配置及び総合調整会議の開催。 また、新たな日本語の学びの場を開設し、有資格者とともに「日本語学習支援者」が効率的な日本語学習と地域のつながりがもてるような場を提供する。	6,509	国際課		
[35] 外国人介護人材受入環境整備事業	・EPAや技能実習制度により外国人介護人材を受け入れた施設が実施する日本語習得や介護技術取得のための研修を支援	23,869	地域福祉課		
日本語学習支援のあり方の検討					
コミュニケーションの支援					
やさしい日本語の普及促進・多言語化の推進					
[36] 防災知識の普及	・市町村等で作成する防災マップの外国語併記促進 ・長野県防災情報ポータルによる情報提供 ・地震体験車の活用(英語、ポルトガル語、中国語)	0	危機管理防災課		
[37] 外国語ホームページ	・長野県の取組や県内の観光施設を外国人に紹介する目的で日本語ページの解説と併せて英語・中国語ページを公開している。 (運用は国際課が担当)	6,107	広報県民課		
[38] 税金のお知らせ	・一般的な税金の内容等を記載した「税金のお知らせ」(英、中、ポルトガル語)をHPに掲載中	0	税務課		
[39] 外国人向け「自転車安全利用等啓発リーフレット」作成・配布	・「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」の制定にあわせ、外国人観光客や外国籍県民向けに、自転車利用に関する基本的な交通ルール等を周知する。(言語:英語他)	149	くらし安全・消費生活課		
[40] 外国人等への消費生活情報の提供・啓発	・啓発の方法等について、当事者や関係部局も交え検討していく(第二次長野県消費生活基本計画記載内容)	0	くらし安全・消費生活課		
[41] 多文化共生情報発信サービス	・多言語対応アプリを活用した、外国籍県民に向けた県の情報を発信する。(英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語)	0	国際課		

施策目標

施策の柱

主な施策

【通し番号】事業名	事業内容	※年度予算(千円)	担当課(室)	備考
[42] 母国語情報提供事業	県の支援事業をはじめ外国籍県民の生活に役立つ情報を掲載した情報誌を7言語で発行する。(日本語、英語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、韓国語。)	0	国際課	
[43] 緊急時母国語情報提供事業	・感染症情報等緊急時に県ホームページで情報発信を行う。(英、ポルトガル、中国、タガログ、タイ語の5言語)	0	国際課	
[44] ながの子育て家庭優待パスポート事業	・事業概要案内チラシ(英語、中国語、タイ語、タガログ語、ポルトガル語)をHPに掲載	0	次世代サポート課	
[45] 女性相談センター申請書類等の多言語化	・一時保護所入所申請書、退所申請書、「一時保護所で生活するにあたって」を、多言語(英語、タイ語、タガログ語、中国語、ポルトガル語)で用意	0	こども・家庭課 児童相談・養育支援室	
[46] 外国人向けDVパンフレットの作成	・DVに関する情報をまとめたパンフレットを多言語(英語、タイ語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語)で作成	0	こども・家庭課 児童相談・養育支援室	
[47] 問診表	・入院医療等に対応した「外国籍県民医療のための問診表」(英、タイ、中、ポルトガル、タガログ、韓国、スペイン、アラビア語)をHPに掲載中	0	医療推進課	
[48] 食品営業及び旅館業営業に係る許可並びに衛生管理	・食品営業及び旅館業営業に係る許可並びに衛生管理の方法を示したリーフレットに英語訳等を併記	0	食品・生活衛生課	保健福祉事務所
[49] 入居希望者・入居者への案内	・募集案内、入居申込書(中国語、ポルトガル語) ・『入居者のしおり』入居者の心得・義務・自治会活動のきまりなどを記載(中国語、ポルトガル語、英語)	0	公営住宅室	
[50] 外国語による学科試験	・外国語による学科試験(英語、中国語、ポルトガル語)	0	東北信運転免許課	
[51] 免許切替え時の外国語による学科試験	・外国免許から日本の運転免許への切替えにあたっての学科試験(英、中、ポルトガル、タイ、タガログ、韓国、スペイン、ベルシャ)	0	東北信運転免許課	
[52] 「外国免許切替え」のご案内	・外国免許から日本の運転免許への切替え手続を説明(英、中、ポルトガル、タイ、韓国)	0	東北信運転免許課	
[53] 『被害者の手引き』	・日本の刑事手続の流れや各種相談窓口を紹介(英語、中国語)	0	警務課	

通訳者の紹介、派遣

[54] 通訳派遣事業	(公財)長野県国際化協会事業 ・通訳ができる者を登録し、県窓口等へ必要に応じて派遣する。	0	国際課	
[55] 通訳等派遣事業	・中国帰国者に対する相談・指導のため、必要に応じ自立指導員及び自立支援通訳を派遣する。	3,267	地域福祉課	中国帰国者限定

生活支援

生活相談業務の充実

[56] 男女共同参画相談事業	・男女共同参画センターにおいて、一般相談、弁護士による法律相談、カウンセラーによるカウンセリングを実施	7,557	人権・男女共同参画課	外国籍県民等に限定せず
[57] 多文化共生くらしのサポーター設置事業	【事業説明資料⑦】 ・県の行政サービス、子どもの就学、生活一般等の相談に多言語で対応する母国語相談員を(公財)長野県国際化協会(アンビ)内に配置する。(ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、英語の5言語。)	9,897	国際課	
[58] ながの多文化共生相談センター(仮)設置事業(H30繰越)	・生活者としての外国人に対する支援として、行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口を設置する。	10,000	国際課	
[59] 生活ガイドブック提供事業	・長野県で新たな生活を始める外国籍県民の利便向上のために基本的な制度や問合せ先等をまとめ、県ホームページに掲載する。	0	国際課	
[60] 市町村等相談体制づくり支援事業	・母国語相談員等の研修会を開催する。	0	国際課	
[61] 子ども・若者支援地域協議会事業	・ニート、ひきこもり等の社会生活を営む上で、困難を有する子ども・若者を、地域の多様な支援機関によるネットワークにより支援する。	21,770	次世代サポート課	外国籍県民等に限定せず

施策目標

施策の柱

主な施策

【通し番号】事業名	事業内容	平成25年度 予算(千円)	担当課(室)	備考
[62] 中国帰国者支援相談員の配置	・日常生活の諸問題に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う者を配置(5人)	10,653	地域福祉課	中国帰国者限定
[63] 信州パーソナル・サポート事業	・様々な要因により生活に困窮している方の自立を促進するため、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業等により、一人ひとりに適した包括的、継続的な支援を実施	168,860	地域福祉課	外国籍県民等に限定せず
[64] 外国人介護人材住居借上支援事業	・EPAや技能実習制度により外国人介護人材を受け入れた施設及び留学生を受け入れた介護福祉士養成校が実習生等の住居を借り上げ、居住させる場合の家賃補助	7,380	地域福祉課	
[65] 「長野県あんしん未来創造」サポート事業	・様々な要因により生活に困窮している方の自立を促進するため、長野県社会福祉協議会が実施する身元・入居保証業務等に対して助成	5,233	地域福祉課	外国籍県民等に限定せず
[66] 外国人入居者への対応	・外国人入居者の割合が高い地域(伊那地域:ブラジル人、飯田地域:中国人)に、それぞれポルトガル語、中国語対応が可能な職員を配置(県住宅供給公社)	0	公営住宅室	管理代行委託事業の一部
[67] 学校生活相談体制充実事業	・「学校生活相談センター」を設置し、いつでも相談ができるよう、24時間体制でフリーダイヤルにより相談を受け付けるとともに、指導主事のほか臨床心理士が相談に応じる。	18,893	心の支援課	
[68] 各種講習会の開催	・外国籍県民を雇用している企業等における防災、交通安全、防犯等に関する講習会を開催	0	組織犯罪対策課	
[69] 外国人に対する交通安全情報の発信	・県発行の「ながのけんインフォメーション」に交通安全情報を提供	0	交通企画課	

医療通訳体制の検討等、医療分野の充実

[70] 救急緊急医療費損失補てん事業	・医療機関における外国籍を含む患者の未払医療費を予算の範囲内で県が補助	2,363	医療推進課	H25～当該事業に外国籍県民救急医療確保対策事業を統合
[47] 【再掲】問診表	・入院医療等に対応した「外国籍県民医療のための問診表」(英、タイ、中、ポルトガル、タガログ、韓国、スペイン、アラビア語)をHPに掲載中	0	医療推進課	

労働雇用相談、就労促進

[71] 労働相談事業	・外国籍県民からの労働相談に対応	11,763	労働雇用課	労働相談事業の一部
[72] 就職困難者のための就職サポート事業 (無料職業紹介事業)	・就職困難者である中国帰国者への就業相談や職業紹介のための求人開拓員の配置	15,465	労働雇用課	
[12] 【再掲】外国人の就業促進事業	・多様な人材を確保する手段として外国人の就業促進を図る	2,658	労働雇用課	グローバルキャリアフェアの開催、在留資格に関する事務指導の開催等

福祉・介護分野での支援

[73] 人身取引被害者支援事業	・人身取引被害者の保護から帰国までの支援を関係機関と連携して行う ・人身取引被害防止のための啓発を行う	723	こども・家庭課 児童相談・養育支援室	
[74] 女性相談センター等の一時保護措置	・人身売買やDVの被害にあった女性を県女性相談センター等で一時保護	7,453	こども・家庭課 児童相談・養育支援室	外国籍県民等に限定せず

防災体制の充実

防災知識の普及

施策目標				
施策の柱				
主な施策				
【通し番号】事業名	事業内容	取組年度 予算(千円)	担当課(室)	備考
[36] 【再掲】防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等で作成する防災マップの外国語併記促進 ・長野県防災情報ポータルによる情報提供 ・地震体験車の活用(英語、ポルトガル語、中国語) 	0	危機管理防災課	
被災時対策の充実				
[25] 【再掲】外国籍県民等活躍促進事業 (旧 外国籍県民キーパーソン育成事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍県民の助け合い活動や文化交流活動等を担う人材を育成し、外国籍県民の活躍を促進する。 外国籍県民のための防災・多文化共生推進員の設置・推進講座 	1,902	国際課	

外国籍児童就学支援事業（サンタ・プロジェクト）について

国際課、（公財）長野県国際化協会

1 目的

県民、企業、行政の三者が協働して、経済的に恵まれない外国籍児童生徒への援助や母国語教室への援助等を行うことにより、不就学の減少を図る。

2 内容

(1) 外国籍児童就学援助金

母国語教室の児童生徒を対象に、1月につき2万円を超えない範囲内の額を助成

(2) 母国語教室整備助成金

母国語教室の施設、設備、備品等の整備に要する費用に対し、1校あたり年額20万円を限度に助成

(3) 教科書購入助成金

母国語教室において使用する教科書の購入に際し、1人当たり年額1万円を限度に予算の範囲内で助成

(4) 日本語指導教室支援事業助成金

外国籍及び外国由来の児童生徒を対象に日本語指導を行う団体、グループ、個人に対し、運営に係る経費の一部に助成（1件5万円を限度）

(5) 母国語教室における健康診断事業助成金

医科健診や歯科検診等、健康診断に要する費用に対し予算の範囲内で助成

(6) 母国語教室等への支援物品（文房具、書籍、お米、備品等）の提供

(7) 日本語学習コーディネーター事業

日本語学習のスキル等を有する学習支援コーディネーターを3名雇用し、日本語学習に関する学校（担当教員等）、地域支援者及び家族等との連携を推進するためのコーディネーター活動の実施[事業説明資料②]

3 県の役割

公益財団法人長野県国際化協会が行う外国籍児童就学支援事業（サンタ・プロジェクト）に負担金を交付し、同事業の継続的・安定的な推進を図っている。

日本語学習コーディネーター事業について

1 事業目的

日本語教育の知識やスキルを有するコーディネーターを配置して、県内の小中学校等に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等の日本語能力や学習環境の向上、キャリア形成のために、学校や県市町村教育委員会等の関係機関、母国語学校、地域の日本語教室等にかかわる関係者と連携を図りながら効果的な学習支援等を推進する。

2 実施方法

公益財団法人長野県国際化協会が実施。

2015年度の長野県委託事業「外国籍児童生徒等学習支援事業」及び2016年度から日本語学習コーディネーター3名を雇用して実施。

3 事業内容

(1) 外国籍児童生徒等の支援にかかわる学校や教育委員会等からの依頼対応

- ①DLA等の活用による日本語指導が必要な児童生徒の日本語能力の把握や「話す・読む・書く・聴く」力の向上等にかかわる支援
- ②学校と家庭、地域の支援者（ボランティア等）の連携にかかわるコーディネート
- ③日本語指導や研修、就学、進路等にかかわる助言や情報提供、及び通訳者や支援者の紹介等

(2) 外国籍児童生徒等が学ぶ母国語学校・学校外にある地域の日本語教室の運営や学習にかかわる支援及び学校や保護者、関係機関との連携にかかわること

(3) 進学ガイダンスの企画推進（体験発表を含む）にかかわること

4 対象者

長野県内の小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒等及び母国語学校や地域の日本語教室で学ぶ児童生徒等

5 実施体制（日本語学習コーディネーターの担当）

◇主任コーディネーター（1名）・・・全県のとりまとめ、東北信地域を担当

◇地域コーディネーター（2名）・・・中南信地域を担当

6 事業実施期間

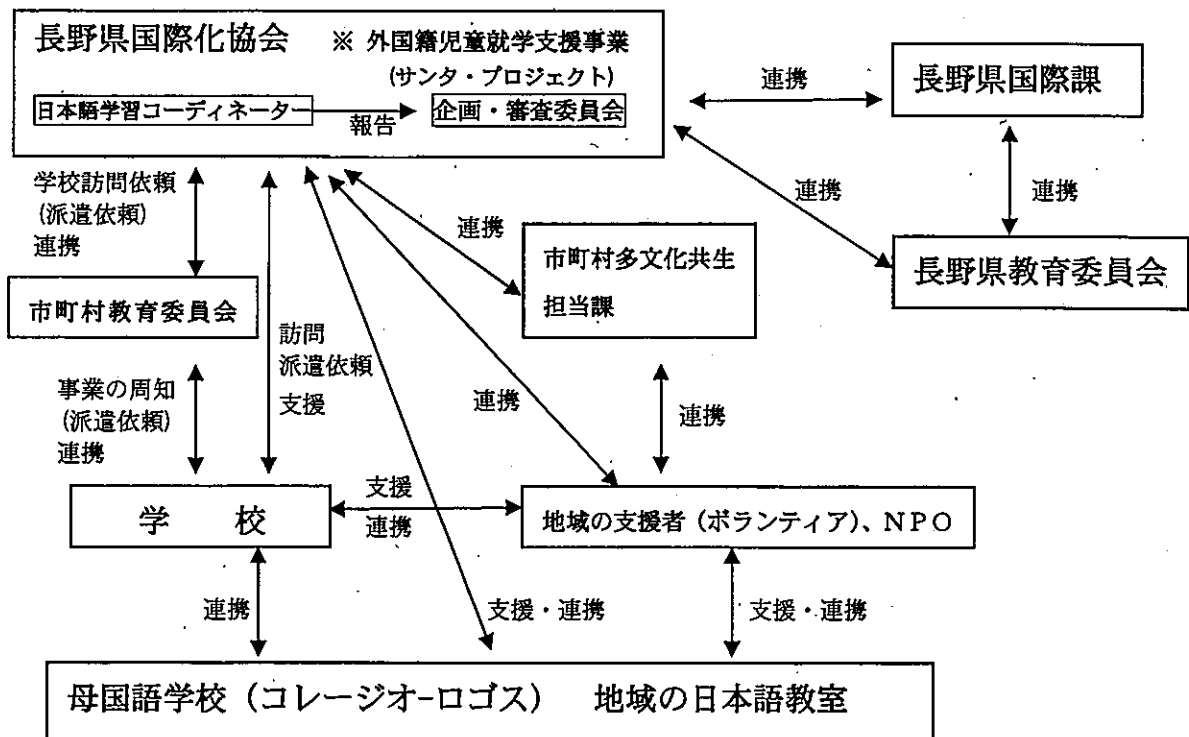
2019年4月～2020年3月

7 年間スケジュール

- 4月・・・コーディネーター打ち合わせ会①
事業の推進（関係機関・学校との打ち合わせ等）
- 5月・・・事業の推進
- 6月・・・コーディネーター打ち合わせ会② 事業の推進
外国籍児童就学支援事業「企画・審査委員会」での報告①
- 7月・・・事業の推進

- 8月・・・・・・事業の推進
- 9月・・・・・・コーディネーター打ち合わせ会③ 事業の推進
外国籍児童就学支援事業「企画・審査委員会」での報告②
- 10月・・・・・・事業の推進
- 11月・・・・・・事業の推進
- 12月・・・・・・コーディネーター打ち合わせ会④ 事業の推進
外国籍児童就学支援事業「企画・審査委員会」での報告③
- 1月・・・・・・事業の推進
- 2月・・・・・・事業の推進
- 3月・・・・・・コーディネーター打ち合わせ会⑤ 事業のまとめ
外国籍児童就学支援事業「企画・審査委員会」での報告④

8 日本語学習コーディネーターと関係機関等との関わり



※ 外国籍児童就学支援事業（サンタ・プロジェクト）とは、県民等の皆様の善意により、学校や母国語学校へ通えない子どもたちを支援するプロジェクトのことです。

9 事業実績

年度	訪問先等	のべ 訪問件数	訪問先内訳
H27	-	77	-
H28	85	362	小学校(29)、中学校(11)、市町村教委等
H29	101	423	小学校(27)、中学校(12)、市町村教委等
H30	105	492	小学校(32)、中学校(13)、市町村教委等

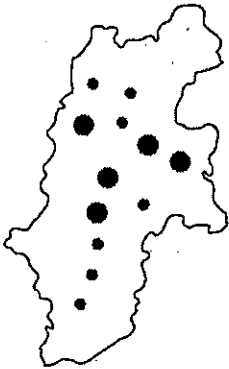
外国籍県民等活躍促進事業
(旧 外国籍県民キーパーソン育成事業)

長野県県民文化部国際課

1 趣旨

近年災害が相次ぎ、防災への意識・関心が高くなる中、災害弱者になりかねない外国籍コミュニティにおいて、リーダーとして活躍できる人材の育成に取り組むため、(1) 防災リーダー養成研修を実施し地域防災力の向上を図った。また、市町村の危機管理部門等と連携し、(2) 防災訓練(災害多言語支援センターの設置訓練)を行うことで、災害時に即応できる人材育成等を行った。

2 取組状況

年度	内容	地域	備考
H26年度	防災リーダー養成研修 防災訓練	2地域(上田市/大町市) 2地域(上田市/大町市)	 <p>● H26~H30 実施地域</p>
H27年度	防災リーダー養成研修 防災訓練	1地域(松本市) 3地域(茅野市/千曲市/長野市)	
H28年度	防災リーダー養成研修 防災訓練	1地域(佐久市) 2地域(箕輪町、佐久市)	
H29年度	防災訓練 防災シンポジウム	2地域(松本市、飯田市) 1地域(駒ヶ根市)	
H30年度	防災リーダー養成研修 防災訓練	1地域(塩尻市) 2地域(白馬村、塩尻市)	
R元年度	防災講座(予定) 防災訓練(予定)	1地域 2地域	

⇒県土が広い本県は市町村数が77と全国2番目に多いことから、引続き県内各地で切れ目なく防災訓練を実施する必要がある。

3 事業内容

(1) 防災リーダー養成研修

- ・災害時に求められる役割について
- ・ワークショップ 等

(2) 外国籍県民のための防災訓練

- ・災害多言語支援センターの設置・運営訓練
- ・避難所体験訓練 等

外国籍県民キーパーソン育成事業—地域における医療通訳のモデル事業—

長野県県民文化部国際課

1 趣旨

日本語によるコミュニケーションが困難な外国籍県民等においては、医療現場でのコミュニケーションの齟齬は人命に関わる重大な問題であることから市町村・医療機関等と連携し、安心・安全な受療体制を検討する。

2 現状と課題

厚生労働省「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制の実態調査(H29.8.1)」によれば、79.7%の医療機関で外国人患者の受入れ実績があり、うち65.3%の医療機関で日本語でのコミュニケーションが難しい患者を受け入れたことがあると回答している。他方、医療通訳を利用したことがある医療機関は全体の12.7%にとどまっている。

また、内閣府定住外国人施策推進室「日本での生活に関する日系定住外国人の意識調査【報告書】(H30.2)」によれば、日系定住外国人に“改善・拡充を望む外国人向け行政サービス”を聞いたところ「医療機関における通訳サービス」が最も高い割合となっている。

3 実施事業

(1) 平成27年度事業：地域における医療通訳モデル事業

ア 医療通訳体制検討委員会

区分	項目	場所	検討内容
1	第1回 飯田市における医療通訳体制検討委員会 (H27.8.26)	飯田市	飯田・下伊那地域における医療通訳の現状について
2	第2回 飯田市における医療通訳体制検討委員会 (H27.10.7)	飯田市	飯田・下伊那地域で望まれる医療通訳体制のあり方について
3	第3回 飯田市における医療通訳体制検討委員会 (H27.11.5)	飯田市	飯田・下伊那地域で望まれる医療通訳者の養成方法について

イ 医療通訳養成講座（飯田・下伊那地域）

前記ア 医療通訳体制検討委員会のまとめを踏まえた養成講座を（公財）長野県国際化協会に委託して実施

（受講生：英7名、中10名、ポ8名/修了生：英7名、中8名、ポ8名）

区分	項目	場所	講座詳細
1	基礎講座 (H27.12.19)	南信州・飯田産業センター	<ul style="list-style-type: none"> ・医療通訳の心構え ・医療の基礎知識(医学の基礎知識、医療制度) ・通訳技術の基礎
2	実技講座 (H28.1.16)	飯田勤労者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ロールプレイ ・言語別にグループ分け ・医師役及び患者役を配置
3	レベルチェック (H28.1.23)	飯田勤労者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面接(10分間/人)によるレベルチェック ・通訳能力、倫理観、実行性等を加味して判断
4	講義・修了式 (H28.2.6)	南信州・飯田産業センター	<ul style="list-style-type: none"> ・最終講義及び修了式

(2) 平成 28 年度事業：地域における医療通訳モデル事業

ア 医療通訳体制検討委員会（長野市）

区分	項目	場所	検討内容
1	第1回 長野市における医療通訳体制検討委員会 (H28. 8. 25)	長野市	長野市における医療通訳の現状について
2	第2回 長野市における医療通訳体制検討委員会 (H28. 10. 27)	長野市	長野市で望まれる医療通訳体制のあり方について
3	第3回 長野市における医療通訳体制検討委員会 (H28. 11. 17)	長野市	長野市で望まれる医療通訳者の養成方法について

イ 医療通訳養成講座（長野市）

前記ア 医療通訳体制検討委員会のまとめを踏まえた養成講座を（公財）長野県国際化協会に委託して実施

（受講生：英語 10 名、中国語 20 名/修了生：英語 7 名、中国語 19 名）

区分	項目	場所	講座詳細
1	基礎講座 (H28. 12. 18)	長野市もんげんぷら座	<ul style="list-style-type: none"> ・医療通訳の心構え ・医療の基礎知識 (医学の基礎知識、医療制度) ・通訳技術の基礎
2	実技講座 (H29. 1. 14)	長野市もんげんぷら座	<ul style="list-style-type: none"> ロールプレイ ・言語別にグループ分け ・医師役及び患者役を配置
3	レベルチェック (H29. 1. 21)	長野市もんげんぷら座	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面接 (10 分間/人) によるレベルチェック ・通訳能力、倫理観、実行性等を加味して判断
4	講義・修了式 (H29. 2. 4)	トイゴ	<ul style="list-style-type: none"> ・最終講義及び修了式

(3) 平成 30 年度事業：シンポジウム開催

飯田市、長野市において医療通訳の養成を行ったことを踏まえ、外国籍県民等が言葉の不安を感じることなく、安心して医療を受けることができる環境づくりの更なる推進のため、全県を対象としたシンポジウムを開催し、医療通訳の現状や課題について、医療機関、自治体、医療通訳者等による意見交換を行った。

○ 日時 平成30年12月20日（木）午後4時から午後7時まで

○ 場所 レザンホール（塩尻市文化ホール）

○ 参加者 80名

時期	内容
基調講演	「外国人医療の現状」 講師 認定NPO法人多言語社会リソースかながわ（MICかながわ）理事長 松野 勝民 氏
パネルトーク	「医療におけるコミュニケーション支援『医療通訳』を考える」 コーディネーター 長野県医師会 副会長 関 健 パネリスト MICかながわ 理事長 松野 勝民 繁田医院 院長 繁田 美香 飯田市立病院 医療通訳担当 秦 文映 飯田市市民協働環境部男女共同参画課 課長 土屋 美那

ア 基調講演

- ・MIC かながわの現状や課題、設立までの経緯
- ・具体的な事例として、一般的によくある患者の子どもが通訳する例をあげられ、家族の通訳することの難しさ
- ・支援体制の構築には、MIC かながわのような国際交流団体だけではなく、行政が関わり、共に取り組んでいくことが、医療機関の信頼を得る上でも重要
- ・医療通訳を利用することでその必要性を理解してもらうことができる

イ パネルトーク時の主な意見

- ・今後、外国人（定住・観光客）が増加していくことによって、医療における言葉の問題がより顕在化していくのではないかとということに対して懸念がある
- ・医療通訳の必要性を医療提供側が認識することが重要である
- ・医療通訳の支援体制や医療通訳者の存在が必要である
- ・支援体制としては患者・医療通訳者・医療機関を繋ぐコーディネート機能を持つ組織が必要

ウ シンポジウムの効果

- ・医療通訳に対する課題認識・医療通訳の体制や支援を考える必要があるという大きな方向の共有

バイリンガル指導者を活用した日本語学習支援事業
 (文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 H26～H28 概要版)

長野県県民文化部国際課

1 事業目的

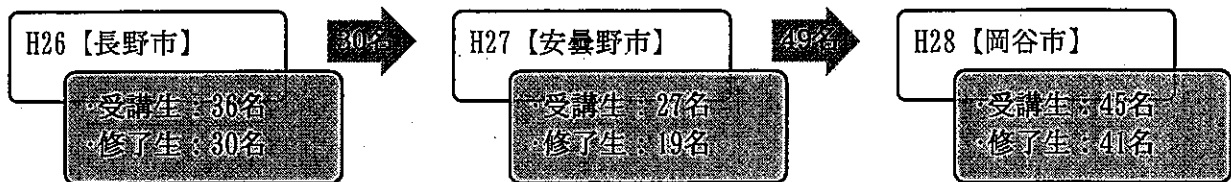
外国籍県民等の自立を支援するとともに、日本語能力の向上を図るため、バイリンガル人材を育成し、その者を利用して、生活に必要な日本語表現や日本の制度・習慣を伝える日本語教室を実施する。また、地域日本語教育のさらなる推進のため、日本語教育指導者のスキルアップを図るとともに、関係者によりその推進を検討した。

2 事業内容

(1) バイリンガル日本語指導者等の育成と活用 (委託)

ア バイリンガル日本語指導者育成講座の開催

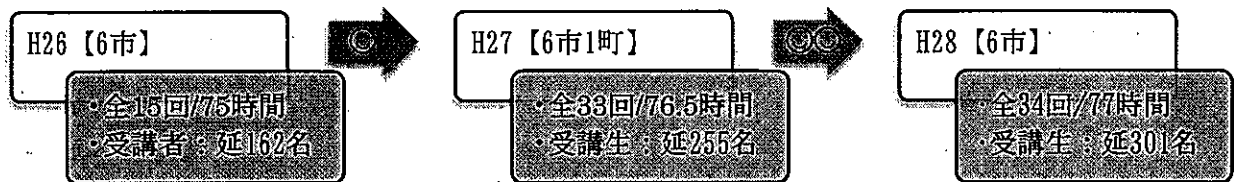
バイリンガルでの日本語指導方法、日本社会の習慣やマナー、子育て等で必要な日本語表現等についての知識を講義した。[22回、受講者 108名、修了者 90名]



時 間 数	2時間/回×16回=32時間 (H28 実施状況)
事 業 対 象	日本語能力試験 N2 以上を取得あるいは同等レベルの外国出身者

イ 外国人コミュニティのための日本語教室の開催

上記アの講座修了者及び過去のバイリンガル日本語指導者が、地域の外国籍県民等に対して、生活に必要な日本語表現等について講義した。[82回、参加者のべ 718名]

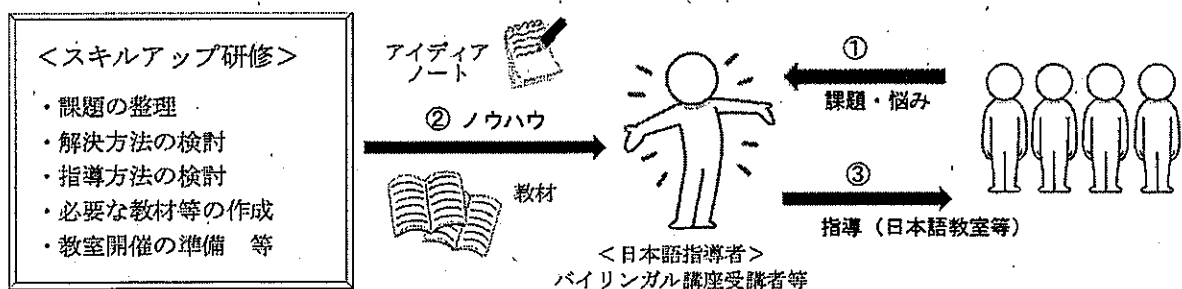


内 容	災害時に必要な日本語表現、日本の教育制度・学校文化、ごみ分別方法、国民健康保険制度、医療用語、防災対策等
事 業 対 象	来日して間もない者、学習機会に恵まれなかった者等

ウ 日本語教育指導者のためのスキルアップ研修

地域日本語教室等で活動中の日本語教育指導者に対して、スキルアップのための知識を伝える研修会を行う。 実施回数 15回 受講者延べ人数：123名

<事業イメージ>



開催地	岡谷市、長野市、佐久市、安曇野市（平成28年度）
時間数	3時間×7回=21時間（平成28年度）
事業対象	H26・H27・H28年度バイリンガル日本語指導者、地域日本語教室等で活動中の日本語教育指導者、ボランティア等

(2) 運営委員会の開催

学識経験者、市町村、日本語教室、外国籍県民雇用、NPO等により本事業のカリキュラム検討を行うとともに事業効果の検証を行った。



(3) 検討会

長野県が3年間取り組んできた日本語教育について検証し、更に次のステップとしての日本語教育の推進について、関係者により検討を行った。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
名称	多文化共生推進指針策定委員会	日本語学習支援のあり方検討会	日本語教育推進のための検討会
内容	・日本語教育を中心とした県の多文化共生推進指針について	・外国籍児童学習支援事業など、外国籍住民の日本語学習の支援方法についての意見交換	・これまでの事業評価/検証 ・今後の取組方向性

(4) その他シンポジウムの開催

県内日本語教育指導者（バイリンガル日本語指導者育成講座修了者を含む）による意見交換、及び上記(1)～(3)の事業成果を外国籍県民、日本語学習支援者、市町村、NPO等に広く周知し、県内の日本語教育推進の機運を高めた。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
内容【講師】	<p>① 講演「多様性を活かした多文化共生社会に向けて」 【山脇啓造氏】</p> <p>② 講演「外国籍県民の力を活用した地域社会の活性化について」 【横山ルッカス氏】</p> <p>③ パネルディスカッション</p>	<p>① 講演「二つの国を生きるということ」 【横山ルッカス氏】</p> <p>② パネルディスカッション</p> 	<p>① トークセッション「多文化共生の今、むかし」 「ここが変だよ長野県」 【堀永乃氏】</p> 

日本語学習支援者養成・研修カリキュラム開発事業 日本語学習の総合的な支援体制づくり推進事業

国際課

1 事業目的

外国籍県民の地域での日本語コミュニケーション能力の向上を図るため、日本語学習支援の一定の能力を備えた「日本語学習支援者」を養成するとともに、日本語学習支援体制の充実を図る。

2 事業内容

(1) 日本語学習支援者養成・研修カリキュラム開発事業（平成 30 年度～）

（文化庁「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」（最大3年間）を活用）

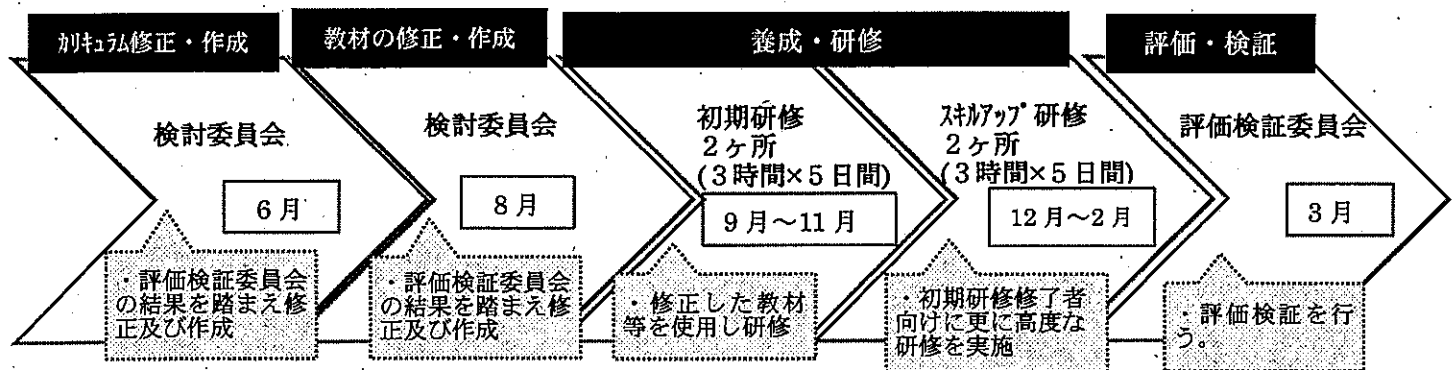
平成 30 年度

初期研修のカリキュラムと教材を開発し、2地域で初期研修を実施。【修了56名】

平成 31 年度

前年度の評価等を踏まえ、初期研修のカリキュラム及び教材の修正を行うとともにスキルアップ研修のカリキュラム検討及び教材の開発を行う。

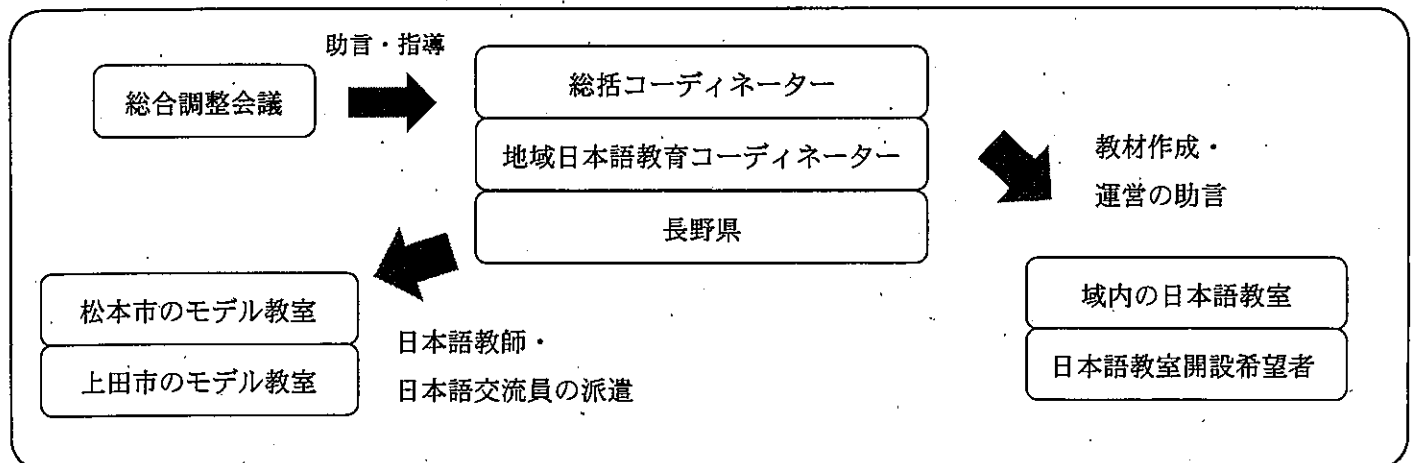
また、初期研修修了者対象のスキルアップ研修、新たな2地域での初期研修を実施する。



(2) 日本語学習の総合的な支援体制づくり推進事業（平成 31 年度～）

（文化庁「地域日本語教育の総合的な支援体制づくり推進事業」を活用予定）

総括コーディネーター、地域日本語教育コーディネーター、総合調整会議を設置し、地域の実情に応じた地域日本語教育を推進する。また、日本語学習のモデル事業として、NPO や市町村が新たに開設するモデル教室に対し、日本語教師及び日本語交流員を派遣する。



(2) 県国際課の多文化共生施策の推移

区分	事業名	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	主な事業内容	
多 様 性 を 活 か し た 地 域 の 創 造	多文化共生推進月間の実施		→					→					<ul style="list-style-type: none"> ・(H22～H28)多文化共生に係るパネルの展示やリーフレットの配布により地域住民及び外国籍県民の異文化理解のための意識啓発を行った。 ・(H27～)7月を多文化共生推進月間としポスター等による周知を通して多文化共生の意識作りを推進。 	
	多文化共生推進協議会との連携		→					→					長野県、愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、群馬県、滋賀県、名古屋市の7県1市で構成し、情報交換や国への提言活動などを行う。	
誰 も が 参 加 し 、 協 働 す る 地 域 の 創 造	外国籍児童就学支援プロジェクト推進事業	→						→					<ul style="list-style-type: none"> ・県民、企業等からの寄付を財源に経済的に恵まれない外国籍児童生徒への就学援助等を行う「サンタ・プロジェクト」に負担金を交付し、その活動の継続的・安定的な実施を図っている。 ・*外国籍児童生徒等学習支援事業【事業説明資料①②】 （(公財)長野県国際化協会事業） 	
	外国籍県民キーパーソン育成事業(H31～外国籍県民活躍促進事業)												<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍県民の助け合い活動や文化交流活動等を担う人材(キーパーソン)を育成。 ・災害多言語支援センター設置・運営訓練(毎年) ・防災リーダー養成研修会(H26～H30) ・防災講座(H31) ・医療通訳体制検討委員会、養成講座(H27～H28 県下2か所) ・医療通訳を考えるシンポジウム(H30) ・多文化共生ネットワーク推進コーディネーター設置事業(H29) ・多文化共生推進シンポジウムほか(H28、29) 【事業説明資料③④】 	
	災害時の外国籍県民支援体制づくり事業													<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の県・市町村等関係機関による連携体制強化及び通訳ボランティア等の支援人材養成のための研修会を開催。 ・県と市町村職員によるワークショップ(年4回) ・関係機関による訓練、ボランティア研修(年1回)
	地域共生コミュニケーター活動支援事業													<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍県民と行政とのパイプ役となるなど、地域で多文化共生の推進のために活動するボランティアを「地域共生コミュニケーター」として募集。 ・コミュニケーターと県、市町村、関係団体等との連携を図るための連絡会議を開催。
	外国籍県民施策に関する庁内調整会議開催事業													庁内の関係各課による情報交換・意見交換等を行う。(年1回)
	多文化共生推進連絡会議開催事業													国・県・市町村や関係団体等が多文化共生の現状や課題の情報交換や意見交換等を行う。(年1回)
	公益財団法人長野県国際化協会運営補助事業													公益財団法人長野県国際化協会の組織体制の強化のため、同協会を支援する。(補助金)
	バイリンガル指導者を活用した日本語学習支援事業													<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍県民自らが同じ国の出身者に日本の言葉や社会制度等を日本語と母語で教えることができるよう養成し、日本語教室等を開催。 ・指導者養成(H26～H28 90人養成) ・スキルアップ研修(H27～H28 のべ123人受講) ・日本語教室開催(H26～H28 82回) 【事業説明資料⑤】
誰 も が 暮 ら し や い 地 域 の 創 造	日本語学習支援者養成・研修カリキュラム開発事業												<ul style="list-style-type: none"> ・専門家等で構成した委員会で開発した研修カリキュラムや教材により、地域と学習者(外国籍県民)を繋ぐ役割の日本語学習支援者を養成。(各年2地域・1地域20名養成) ・養成した翌年には、スキルアップ研修を実施。 【事業説明資料⑥】 	
	日本語学習の総合的な体制づくり推進事業												<ul style="list-style-type: none"> ・市町村やNPOが実施する日本語教室へ、日本語教師や日本語学習支援者を派遣。外国籍県民の日本語の習得や地域住民との交流を支援。(年2地域) ・日本語教室の運営やカリキュラム作成に助言。 【事業説明資料⑥】 	
	多文化共生情報発信サービス													<ul style="list-style-type: none"> ・多言語対応アプリを活用した、外国籍県民に向けた県の情報を発信する。 ・英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、日本語の9言語
	母国語情報提供事業													<ul style="list-style-type: none"> ・県の支援事業をはじめ外国籍県民の生活に役立つ情報を掲載した情報誌を発行する。 ・日本語、英語、ポルトガル語、中国語、韓国、タガログ語、タイ語の7言語
	「長野県モバイル多言語生活ガイド」による情報発信													<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページの多言語版のモバイルサイトを活用し、防災、教育など、暮らしに必要な情報を発信した

(3) 主な施策実施状況と課題（施策の柱ごとの事業から、国際課が抜粋）

多様性を活かした地域の創造

○多文化共生の意識づくり（重点）

現 状	課 題
<p>【2】7月を「多文化共生推進月間」とし、シンポジウム開催や専門学校生デザインのポスター配布（市町村、NPO、日本語教室、商業施設等）により多文化共生意識の醸成を図っている。</p>	<p>・今後、外国籍県民の増加が予想される中では、さらなる取り組みが求められる。</p> <p>【参考：県政モニターアンケート結果】 「外国人とともに暮らす社会について望ましい」と考える県民 <H27：67.6%→H30：75.4%></p>
	<p>・「生涯学習における多文化共生の推進」にかかる取組の検討。</p>

○多様性を地域の活力に取り入れる取組の促進

現 状	課 題
<p>【12】県民、企業等からの寄付、および県からの負担金を財源に、経済的に恵まれない外国籍児童生徒への就学援助等を行う「サンタ・プロジェクト」を実施。</p>	<p>・財源の脆弱性（現状は、ANPIの「財政調整積立資産」を取り崩して実施しており、数年後には枯渇することが予想される）。</p>
<p>【13】外国人留学生等の就業促進を図るため、県内企業と留学生のマッチング（グローバルキャリアフェア）を実施。</p>	<p>・より多くの外国人留学生等と企業の出会いの場の創出。</p>
	<p>・「活躍している外国籍県民のPR」にかかる取組の検討。</p>

○地域間連携の推進

現 状	課 題
<p>【14】多文化共生推進協議会や集住都市会議等、他地域との情報交換を積極的に実施。</p>	<p>・県から県内市町村やNPO等に対し他地域の進んだ取組について、積極的に発信することが必要。</p> <p>・また、県内市町村及び交流団体との情報交換の場が必要。</p>

誰もが参加し、協働する地域の創造

○次世代の育成（重点） **日本語学習については第2回目で検討**

現 状	課 題
【18】～【21】 学校では教員の加配や日本語教室の設置、高校においては学生生活を支援するための相談員を配置するなど、外国籍児童を支援。	・日本語教室を設置していない学校では、児童・生徒への指導が不十分。
【24】 国際課に配置された国際交流員が、小中学校訪問、国際理解講座、自主企画イベント等を開催し、子どもの多文化共生力を醸成。	・今後、外国籍県民の増加が予想される中では、さらなる取り組みが求められる。

○外国籍県民の自助共助活動の推進

現 状	課 題
【25】 外国籍県民キーパーソン事業の実施 ・災害時のリーダー養成、災害多言語支援センターの設置運営訓練を実施。 ・県内2地域（飯田市、長野市）において医療通訳養成講座を開催（H27-28）。 ・医療通訳の必要性について県民意識を醸成するため「医療通訳シンポジウム」を開催（H30）	【災害関係】 ・養成した外国籍キーパーソンのネットワーク化。 ・訓練実施状況の県内市町村への発信と共有。 【医療通訳関係】 ・外国籍県民が必要なときに医療通訳を利用できる公的仕組みの検討、構築。

○交流機会の創出

現 状	課 題
【24】 国際課に配置された国際交流員が、小中学校訪問、国際理解講座、自主企画イベント等を開催し、県民の自発的な国際交流活動を促進。 【再掲】	・今後、外国籍県民の増加が予想される中では、さらなる取り組みが求められる。

○行政、多文化共生を推進するNPO等の協働の推進

現 状	課 題
【29】 関係部局による庁内調整会議開催し、外国籍県民にかかる県施策の情報を共有。	・国の総合的対応策の策定を踏まえた更なる連携の強化。
【30】 市町村及び関係団体等から構成する連絡会議を開催し、外国籍県民にかかる関連施策の情報を共有。	・NPOやボランティアグループなど、新たなメンバーの発掘。 ・ネットワークを活かした新たな事業等の創出。

誰もが暮らしやすい地域の創造

○日本語学習の支援（重点） 第2回目で検討

現 状	課 題
バイリンガル養成研修等を通じ、県内の日本語教室等で外国籍県民を支援することのできる人材を養成し、日本語教室を開催。	・人材は県内で幅広く活躍しているが、県と連携して事業に協力いただく仕組みが必要。
【33】平成30年度からは、外国籍県民の日本語学習を支援するための日本語交流員を養成。	・養成した日本語交流員の活躍の場の創出。 ・地域の日本語教室の多くは、NPOやボランティアが運営しており、人的・財政的に体制が脆弱。

○コミュニケーションの支援

現 状	課 題
【42】県の支援事業をはじめ外国籍県民の生活に役立つ情報を掲載した情報誌を7言語で発行する。 （日本語、英語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、韓国語）	・SNSの積極的な活用。
【47】入院医療等に対応した「外国籍県民医療のための問診表」を8言語（英語、タイ語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、スペイン語、アラビア語）でHPに掲載。	・外国籍県民の多国籍化に伴う更なる多言語化。
【36】～【53】行政文書の多言語化	・多国籍化に伴い、行政情報を全て多言語化することは困難であり、「やさしい日本語」を活用する意識を県内に広めることが必要。
【54】（公財）長野県国際化協会において、通訳者・翻訳者の紹介を行っている。（有料）	・人材が限られており、対応言語によっては、紹介に苦慮。

○生活支援

現 状	課 題
【57】【60】（公財）長野県国際化協会（ANPI）に、外国籍県民の様々な相談に5言語で対応する母国語相談員を配置（ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、英語）。	・更なる多言語化。 ・市町村、相談先機関との連携体制の構築。 ・基礎自治体である市町村における相談体制の強化。 ・SNSの積極的な活用。

<p>【47】入院医療等に対応した「外国籍県民医療のための問診表」を8言語（英語、タイ語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、スペイン語、アラビア語）でHPに掲載。【再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍県民の多国籍化に伴う更なる多言語化。 ・外国籍県民が必要なときに医療通訳を利用できる公的仕組みの検討、構築。
---	---

○防災体制の充実

現 状	課 題
<p>【25】外国籍県民キーパーソン事業の実施 災害時のリーダー養成、災害多言語支援センターの設置運営訓練を実施。 【再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・養成した外国籍キーパーソンのネットワーク化。 ・訓練実施状況の県内市町への発信と共有。

3 平成30年度第1回県政モニターアンケート調査結果（抜粋）

1 調査方法

- (1) 調査地域：長野県全域
- (2) 調査対象者：県政モニター（県内在住の18歳以上の男女）
1,257人（無作為抽出 1,155人、公募 102人）
（現在の県政モニターは平成30年8月から登録）
- (3) 調査方法：郵送又はインターネット
- (4) 調査期間：平成30年9月28日（金）～平成30年10月9日（火）

2 調査の目的・内容（抜粋）

多文化共生社会について（問5、問6、問7）

「長野県多文化共生推進指針」の見直しにあたり、多文化共生に関する意識を調査

3 回収状況

回収数 1,060人（回収率 84.3%）

回答者の内訳

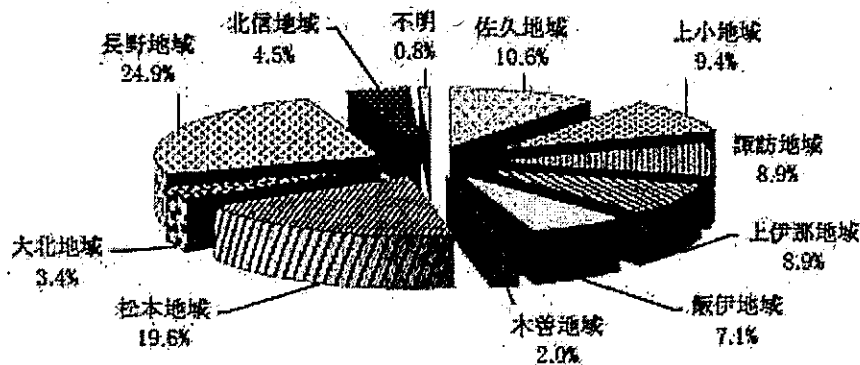
【男女別と年代別】

	総数	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明
総数	1,060	7	40	69	169	201	294	272	8
	100.0%	0.7%	3.8%	6.5%	15.9%	19.0%	27.7%	25.7%	0.8%
男性	552	6	21	30	80	98	153	164	0
	52.1%	0.6%	2.0%	2.8%	7.5%	9.2%	14.4%	15.5%	-
女性	500	1	19	39	89	103	141	108	0
	47.2%	0.1%	1.8%	3.7%	8.4%	9.7%	13.3%	10.2%	-
不明	8	-	-	-	-	-	-	-	8
	0.8%	-	-	-	-	-	-	-	0.8%

※ 割合(%)はすべて、総数(n=1,060)に対する割合

【地域別】

	総数	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信	不明
回答者数	1,060	112	100	94	94	75	21	208	36	264	48	8
	100.0%	10.6%	9.4%	8.9%	8.9%	7.1%	2.0%	19.6%	3.4%	24.9%	4.5%	0.8%



《多文化共生社会について》

＜日常生活での外国人との関わり＞

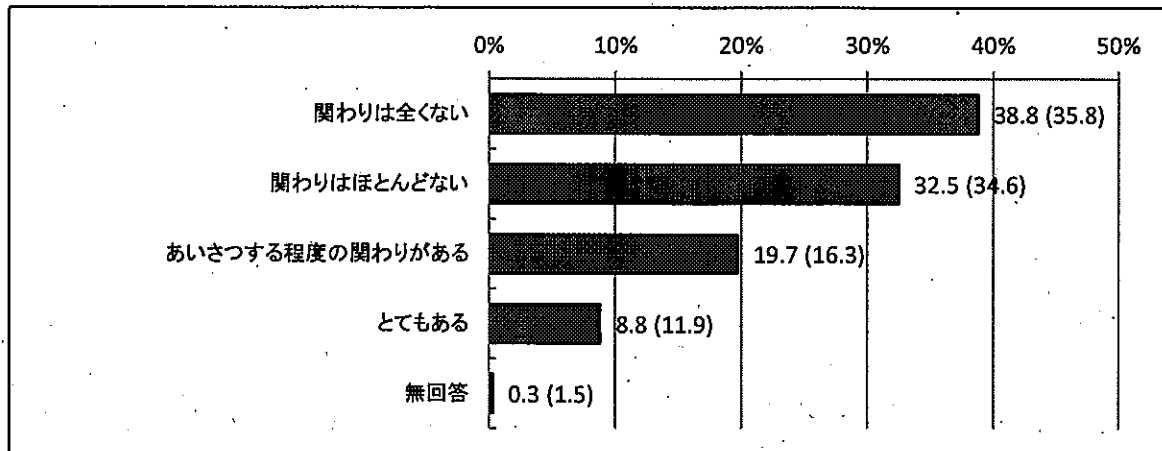
「あいさつする程度の関わりがある(例 職場の同僚、よく行く店で働いている)」「とてもある(例 知人、友人、親戚等である)」が合わせて約3割

問5 あなたは、日常生活で県内に住んでいる外国人とどのような関わりがありますか。または、ありませんか。あてはまるものを選んでください。(○は1つ)

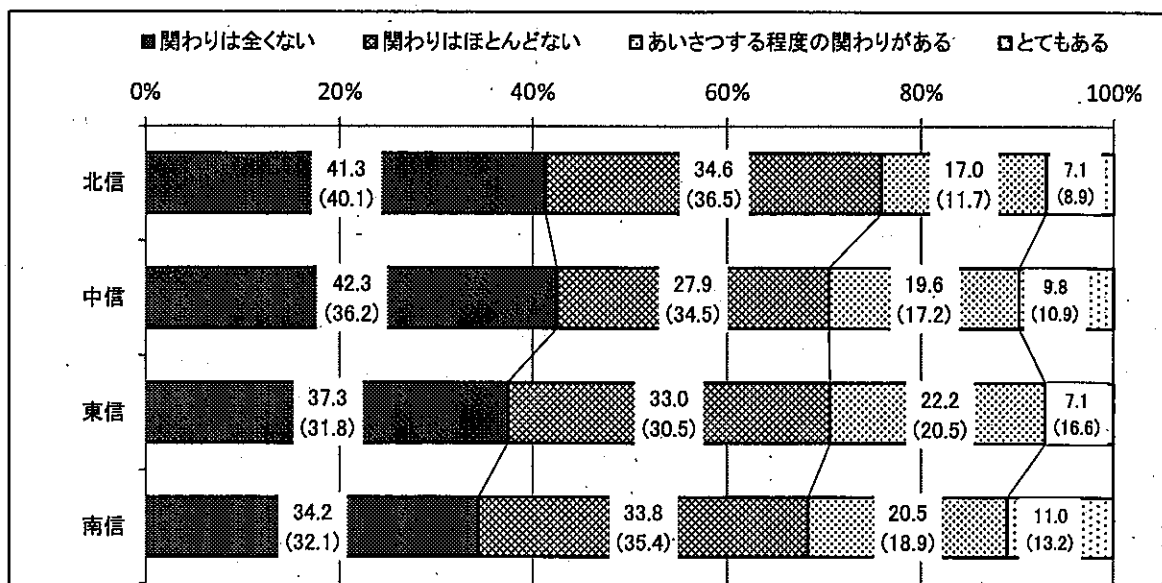
	H30年度 n=1,060		(参考) H25年度 n=827	
	回答数(人)	割合(%)	回答数(人)	割合(%)
関わりは全くない	411	38.8	296	35.8
関わりはほとんどない(例 顔を知っている程度、近所に住んでいる)	344	32.5	286	34.6
あいさつする程度の関わりがある(例 職場の同僚、よく行く店で働いている)	209	19.7	135	16.3
とてもある(例 知人、友人、親戚等である)	93	8.8	98	11.9
無回答	3	0.3	12	1.5

●「全くない」が38.8%と最も高く、次に「ほとんどない」(32.5%)、「あいさつする程度」(19.7%)となっている。

●「あいさつする程度」(19.7%)と「とてもある」(8.8%)を合わせると28.5%が日常生活で外国人と何らかの関わりがある。



●「あいさつする程度の関わりがある」、「とてもある」を合わせた割合は、地域別では、南信が31.5%と最も高く、次いで中信(29.4%)、東信(29.3%)、北信(24.1%)となっている。



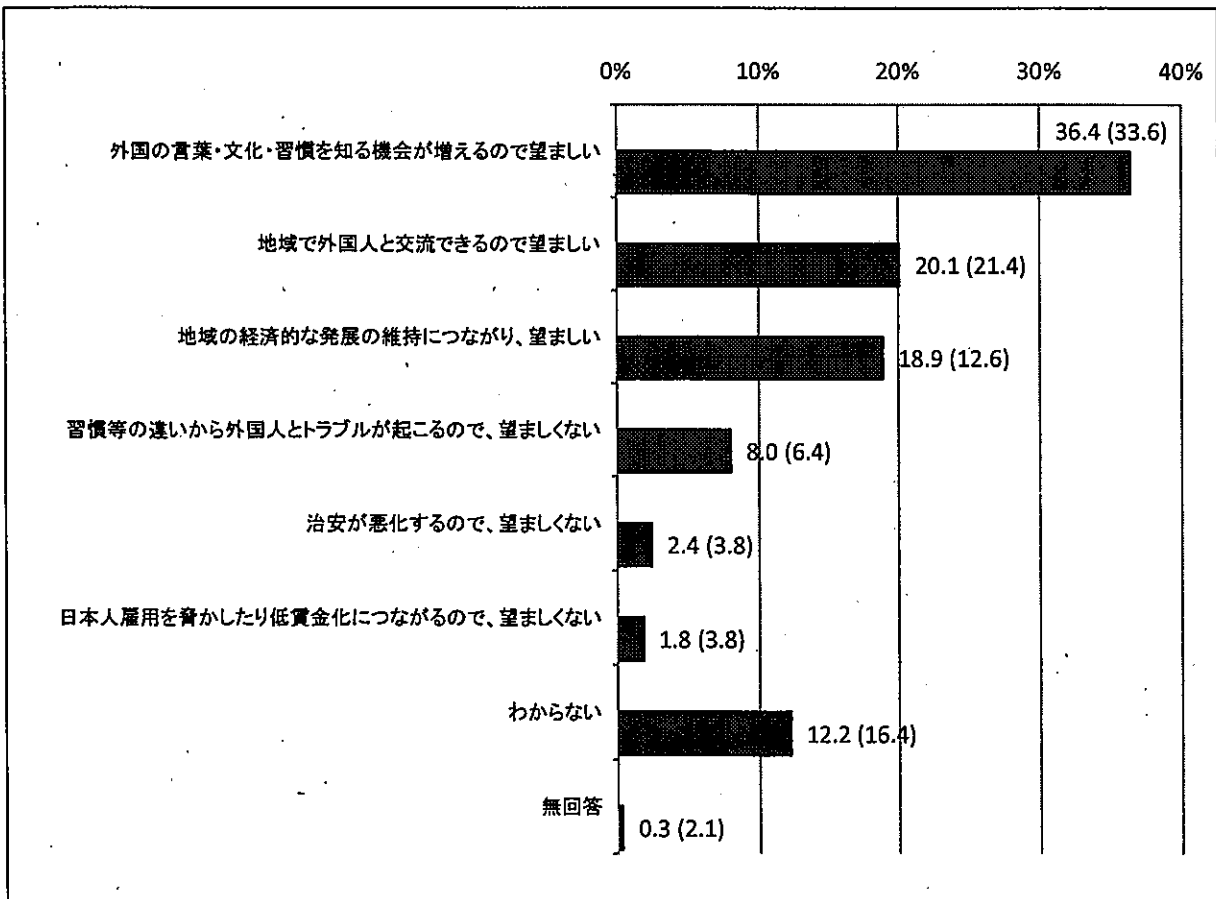
＜外国人とともに暮らす社会への意識＞

「外国の言葉・文化・習慣を知る機会が増えるので望ましい」「地域で外国人と交流できるので望ましい」「地域の経済的な発展の維持につながり、望ましい」が合わせて7割超

問6 あなたは外国人とともに暮らす社会についてどう思いますか。あてはまるものを選んでください。(〇は1つ)

	H30年度 n=1,060		(参考) H25年度 n=827	
	回答数(人)	割合(%)	回答数(人)	割合(%)
外国の言葉・文化・習慣を知る機会が増えるので望ましい	386	36.4	278	33.6
地域で外国人と交流できるので望ましい	213	20.1	177	21.4
地域の経済的な発展の維持につながり、望ましい	200	18.9	104	12.6
習慣や文化の違いから外国人とトラブルが起こるので、望ましくない	85	8.0	53	6.4
治安が悪化するので、望ましくない	25	2.4	31	3.8
日本人の雇用を脅かしたり、低賃金化につながるので、望ましくない	19	1.8	31	3.8
わからない	129	12.2	136	16.4
無回答	3	0.3	17	2.1

●「外国の言葉・文化・習慣を知る機会が増えるので望ましい」が36.4%と最も高く、次に「地域で外国人と交流できるので望ましい」(20.1%)となっており、「地域の経済的な発展の維持につながり、望ましい」(18.9%)を加えると、75.4%が何らかの理由で「外国人とともに暮らす社会について望ましい」と考えている。



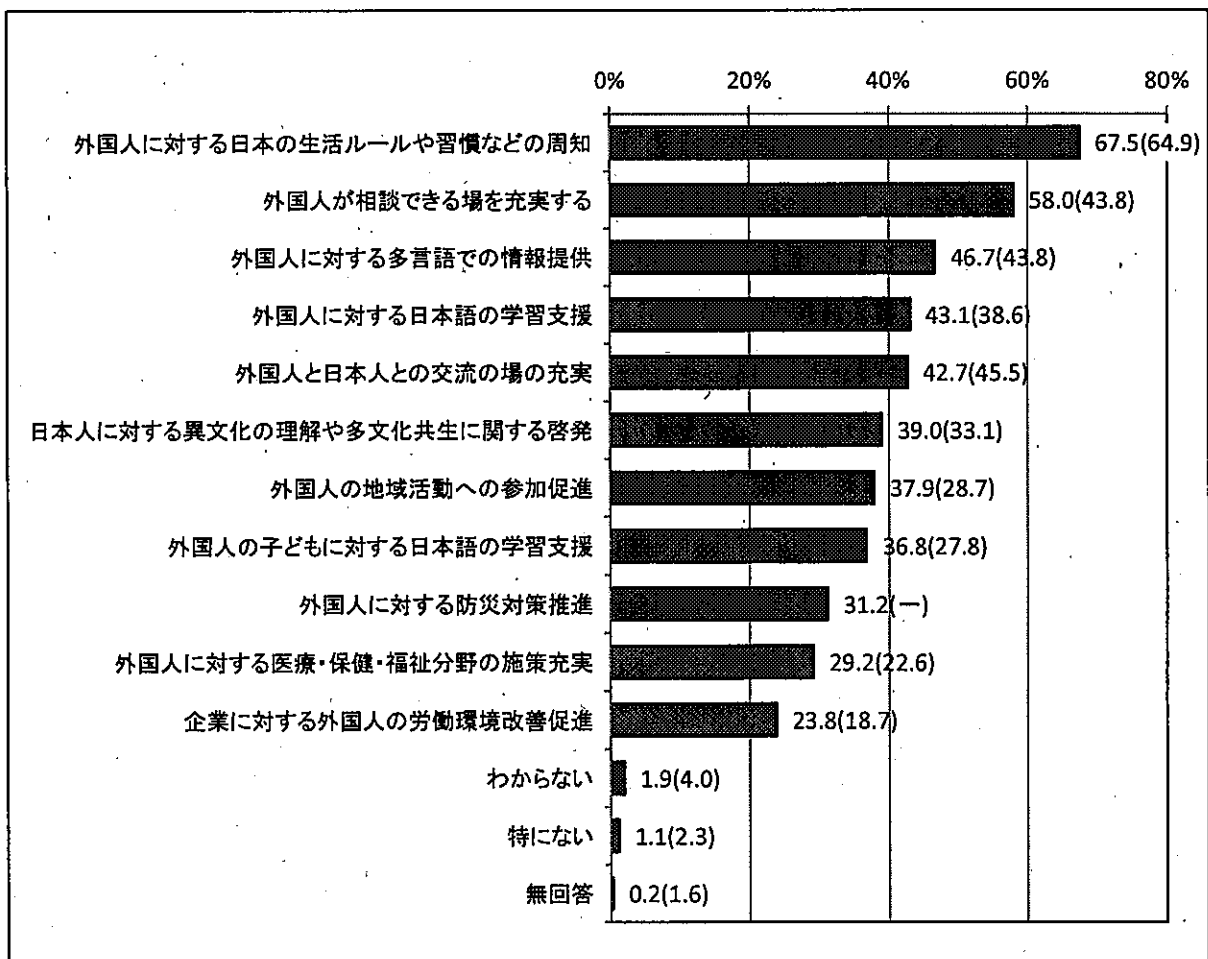
＜県や市町村が力を入れるべき取組＞

「外国人に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する」が約7割、「外国人が相談できる場を充実する」が約6割

問7 あなたは外国人とともに暮らしやすい社会にしていきたいためには、県や市町村はどのような取組に力を入れるべきだと思いますか。あてはまるものを選んでください。(〇はいくつでも)

	H30年度 n=1,060		(参考) H25年度 n=827	
	回答数(人)	割合(%)	回答数(人)	割合(%)
外国人に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する	716	67.5	537	64.9
外国人が相談できる場を充実する	615	58.0	362	43.8
外国人に対し、多言語の情報提供を行う(行政サービス・案内表記 等)	495	46.7		
外国人に対し、日本語の学習を支援する	457	43.1	319	38.6
外国人と日本人との交流の場を充実させる	453	42.7	376	45.5
日本人に対し、異文化の理解や多文化共生に関する啓発を行う	413	39.0	274	33.1
外国人の地域活動への参加を促進する	402	37.9	237	28.7
外国人の子どもに対し、日本語の学習を支援する	390	36.8	230	27.8
外国人に対する防災対策を推進する(防災講座、防災訓練、避難情報の伝達 等)	331	31.2	-	-
外国人に対する医療・保健・福祉分野の施策を充実させる	309	29.2	187	22.6
企業に対し外国人の労働環境の改善を促す	252	23.8	155	18.7
わからない	20	1.9	33	4.0
特にない	12	1.1	19	2.3
無回答	2	0.2	13	1.6

●「外国人に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する」が67.5%と最も高く、次に「外国人が相談できる場を充実する」(58.0%)、「外国人に対し、多言語の情報提供を行う」(46.7%)となっている。



4 外国籍県民意識調査結果の概要（中間報告）

1 調査の目的

県内に居住する外国籍県民の実態を把握し、今後の施策の参考にするため。

2 調査の実施

(1) 調査期間

平成30年5月～平成31年4月（継続調査中）

(2) 調査対象者

県内に在住する外国籍県民

*対象言語・・・日本語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、英語、韓国語
（7言語）

(3) 調査方法

・多文化共生くらしのサポーター、日本語教室等の協力を得て、外国籍県民へ聞き取り等により実施。

(4) 回収状況

回収数 400人

3 調査結果

別添参照

5 県内市町村の状況

アンケート結果より抜粋

地域の多文化共生及び日本語学習支援等に関する実態調査結果（抜粋）

(1) 調査の目的

政府の外国人材の受入れ拡大の方針により、今後長野県内で生活する外国籍県民が増加することが見込まれることから、外国籍県民のコミュニケーション能力を向上し地域社会等で共に活躍できる社会を目指すため、市町村における日本語学習支援の実態や課題、多文化共生施策等を把握し、県内における日本語学習支援を効果的に行う施策等を検討するための参考材料とする。県内市町村公立小中学校の日本語指導が必要な児童生徒の日本語学習支援における状況と課題及び支援者等の実態を把握するとともに、将来地域の発展に寄与し、将来を担う外国由来等の児童生徒の日本語学習支援策を検討する。

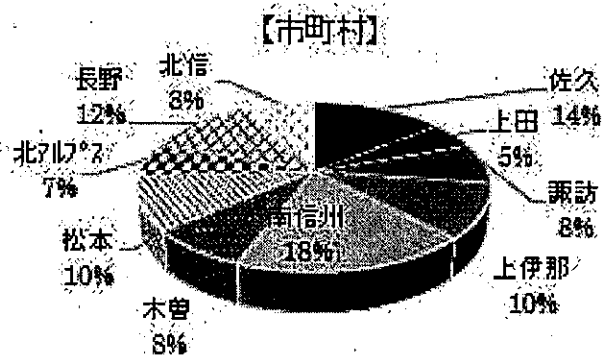
(2) 調査期間 平成 30 年 9 月～11 月

(3) 調査対象 77 市町村

(4) 回収状況

回収数 77 市町村（回収率 100%）

地域	市町村	
佐久	11	14.3%
上田	4	5.2%
諏訪	6	7.8%
上伊那	8	10.4%
南信州	14	18.2%
木曾	6	7.8%
松本	8	10.4%
北アルプス	5	6.5%
長野	9	11.6%
北信	6	7.8%
計	77	100%



II 調査結果内容

1 市町村の多文化共生施策及び日本語学習支援等（市町村多文化共生担当課）

(1) 多文化共生施策について

市町村で実施している多文化共生施策及び取組について

●「特に実施していない」が41.6%ともっとも高くなっている。次いで「情報の多言語化」(29.9%)、「日本語・生活習慣の学習支援」(27.3%)となっている。

n=77

特に実施していない (32 市町村)	41.6 %
情報の多言語化 (23 市町村)	29.9 %
日本語・生活習慣の学習支援 (21 市町村)	27.3 %
相談窓口の設置、通訳の派遣 (19 市町村)	24.7 %
地域住民との交流 (13 市町村)	16.9 %
地域住民（日本人）に対する異文化理解教育、啓発 (12 市町村)	15.6 %
外国にルーツをもつ子どもに対する就学・教育支援 (11 市町村)	14.3 %
医療・保健・福祉に係る支援 (7 市町村)	9.1 %
安全・安心（防災、治安、交通）(6 市町村)	7.8 %
外国人住民の地域活動への参加促進 (4 市町村)	5.2 %
人材育成（多文化共生に係る人材）(4 市町村)	5.2 %
居住支援 (3 市町村)	3.9 %
外国人住民コミュニティの形成支援 (3 市町村)	3.9 %
推進体制の整備 (3 市町村)	3.9 %
就労・労務関係の支援（相談等）(1 市町村)	1.3 %
留学生の支援 (1 市町村)	1.3 %
その他 (3 市町村)	3.9 %

※その他：相談等に応じ随時対応。役場庁舎総合案内に日英中の3カ国語対応可能な職員を配置。

現在の多文化共生施策及び今後も外国人住民の増加が見込まれる中での課題について

●「外国人に対する情報提供（防災含む）」が40.3%ともっとも高く、次いで「外国人住民の多国籍化による多言語・個別対応」(37.7%)、「地域住民とのコミュニケーション不足によるトラブル」(32.5%)となっている。

n=77

外国人に対する情報提供（防災含む）(31 市町村)	40.3 %
外国人住民の多国籍化による多言語・個別対応 (29 市町村)	37.7 %
地域住民とのコミュニケーション不足によるトラブル (25 市町村)	32.5 %
学校現場での対応 (22 市町村)	28.6 %
予算・担当人員不足 (21 市町村)	27.3 %
地域での施策の担い手不足 (19 市町村)	24.7 %
学校現場での対応が困難 (19 市町村)	24.7 %
地域住民への多文化共生への意識啓発 (19 市町村)	24.7 %
医療現場での対応 (15 市町村)	19.5 %
地域での担い手の養成・育成 (15 市町村)	19.5 %
外国人住民の社会参画の促進及び活用 (14 市町村)	18.2 %
特にない (15 市町村)	19.5 %
その他 (2 市町村)	2.6 %

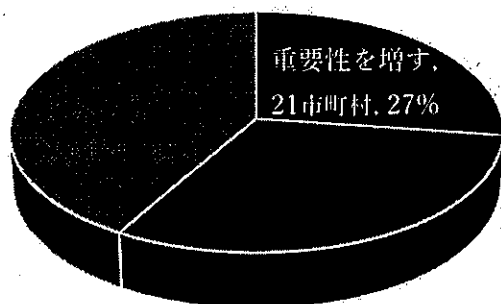
※その他：外国籍住民相談員の不足

【具体的な内容】

外国人住民の地域社会への参画があまり進んでいない/外国人に対する防災に関する情報提供が十分ではない/特に学校や医療機関で言語問題により意思疎通が難しい事例が生じている/保育や学校現場での用事、児童、生徒及び親とのコミュニケーション/ごみ分別の不徹底/外国人も地域住民として地域の人に受け入れてもらい、地域行事に積極的に参加してもらうことが必要/外国人住民が抱える複数多岐の相談対応/学校と保護者とが懇談する際、日本語が困難な子の親とのコミュニケーションが課題であり、現在委託業務で対応しているが、対応に限りがあるため、日常の学校業務対応としては課題となっている/現在、村に外国人の方が少なく、その方々も日本語が話せるため日本語教室等の取組をしていないので、実際に外国人住民が増加すると課題がたくさんあると思う/現在も英語教室の講師1名に頼っている現状/現在村ですぐに対応できるのが、英語・中国語のみ。最近ポルトガル語・ベトナム語の子どもが増えてきており、通訳を探すのに苦労している/言語はもちろんだが、宗教上の問題で摂取できる食材に限られるなど、学校給食時の個別対応が課題/国際交流・多文化共生に係る業務全般を生涯学習課で所管しているが業務にあたる人員の深刻な不足に加えて、十分な予算が確保できないことも今後の課題/県では防災対応の業務についても扱っているが、市としての対応が難しい状況/従来は英語圏の外国人が主だったが、アジア系の外国人が増えてきたので、中国語、韓国語等の翻訳ニーズが増えてきた/多言語への自治会内での対応や役場等公共施設での対応について/多文化共生を進める上での担い手が不足している/数年後に相談業務等に携わってくれる方いなくなる可能性がある。また予算や人員も不足している/男女共同参画及び人権業務を専任1人、兼任1人で担当していることによる人員不足/通訳をつけて面談を行うにも、その時点でことばが通じないため、通訳を挟む了解が得られない/外国籍住民の多国籍化が顕著であり、言語も文化が異なる中で窓口寄せられる相談内容も多様化・専門家の傾向があり、専門的な知識を持った人材の必要性が高まっている/外国籍住民に対する災害時の情報提供について、現時点では各自が近隣の住民に確認を取るか、外国籍住民同士のネットワークを頼るしか手立てがないため、情報伝達の方法について、検討が必要である。

貴市町村では多文化共生施策は今後、重要性を増すと思いますか。

●「わからない」が42.0%ともっとも高く、次いで「変わらない」(31.0%)。「重要性を増す」と回答したのは、21市町村



【「重要性が増す」とした理由】

- ・国が外国人労働者受け入れを表明したことに伴う「生活者としての外国人」が増加するため
- ・国が外国人の受入を強力に推し進めるとすれば、地域に外国人住民が自ずと増え、それに伴うトラブルも予想されるため、相互理解、外国人住民向けの生活支援等、当然重要になると思われる。
- ・リニア開業、インバウンド施策展開による来訪者の増加
- ・観光地を抱えるため、今後インバウンド観光の推進に伴い、急激に外国人旅行者が増加すると見込まれ、そうした環境の変化に市民が未対応である点が危惧されるため
- ・交流・学び合いの機会を創出できていない。外国籍住民の比率は増加傾向にあるうえ、多国籍化・多言語化が進展し、共生の必要性が高まると思われる。
- ・就労や観光地等で外国人が多くなっているから
- ・人口減少や少子高齢化が進む一方で外国の方に知ってもらい移住者を増やすことも大切になると思う。
- ・今後在住する外国人住民の増加が見込まれる、地域コミュニティとの共生が重要となってくると思われる。

6 現在の状況

○ 改定の背景

・2015年9月

「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17の目標と169のターゲット「SDGs（持続可能な開発目標）」を、2015年9月に国連持続可能な開発サミットで採択した。

・2018年3月

長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」（H30～H34）では、総合的に展開する重点政策のひとつに「誰にでも居場所と出番がある県づくり」を掲げ、多様性を尊重する共生社会づくりをめざすこととした。

・2018年6月

政府が「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針）」において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設を打ち出した。

・2018年6月

「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」で地方における外国人材の活用の方針を提示した。

・2018年12月

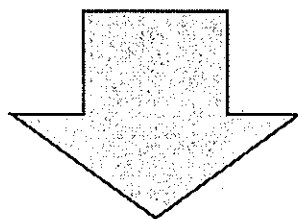
国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進。今後も、対応策の充実を図ることとした。

・2019年4月

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行。新たな在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」を創設。今後5年間で約34.5万人の受入を計画。

・2019年4月

法務省は出入国在留管理行政の基本的な考えを内外に示し、的確に対応していくため「出入国在留管理基本計画」を策定した。



見直しの方向性について

現在の指針

[H27年度(2015年度)～H31年度(2019年度)]

【基本目標】

国籍や文化の違いを尊重し合い、誰もが参加し、協働して、多様性を活かした豊かな地域を創造します。

多様性を活かした地域の創造

- ・多文化共生の意識づくり
- ・多様性を地域の活力に取り入れる取組の推進
- ・地域間連携の推進

誰もが参加し、協働する地域の創造

- ・次世代の育成
- ・外国籍県民の自助・共助活動の推進
- ・交流機会の創出
- ・行政、多文化共生を推進するNPO等の協働の推進

誰もが暮らしやすい地域の創造

- ・日本語学習の支援
- ・コミュニケーションの支援
- ・生活支援
- ・防災体制の充実

◆実施してきた主な事業

- 日本語学習支援
 - ・バイリンガル指導者の養成
 - ・外国籍児童生徒への学習支援
- 母国語生活相談
- 多文化共生推進月間実施
- 多言語での情報発信
- 災害多言語支援センター設置・運営訓練

多文化共生推進指針

見直しの方向

[R2年度(2020年度)～R6年度(2024年度)]

現状

○地域社会への円滑な受入れ促進のため、共生社会に向けた環境整備を加速することが急務。



○多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現し、将来にわたり外国人から選ばれ、外国人がいきいきと暮らし、能力を最大限に発揮できる地域の創造を目指す。

2.0

多文化共生推進指針

◆現状を踏まえた今後の検討の方向性

- 暮らしやすい地域社会づくり
 - ・行政・生活情報の多言語化、市町村相談体制の充実
 - ・多文化共生相談センターの設置(言語対応の充実、市町村支援拡充)
 - ・国、市町村、NPO等関係機関との連携強化
- 生活環境の改善等
 - ・医療・保健・福祉サービスの提供体制の整備等
 - ・災害発生時の情報発信・支援等の充実
- 日本語教育の充実
 - (地域で活躍し、自己実現する上で必要な日本語習得)
- 外国人児童生徒等の教育等の充実

連携して策定

R元年度(2019年度)策定
「外国人材受入れ方針」
(産業労働部)